

退職互助 ご案内

京都府教職員互助組合 退職互助とは

退職後は、現職時とは違い、生活環境が大きく変化します。

退職互助は、退職後の ①健康への不安 ②生活への不安 ③孤独への不安 を緩和するために1967年に設立されました。現在では配偶者を含めて約14,000人以上が加入しています。

現職時の福利厚生は「公立学校共済組合」と「互助組合」の2つで成り立っていますが、退職後は互助組合の「退職互助」だけです。

退職後をもっと安心・
楽しく過ごすために
サポート



京都府教職員互助組合
マスコットキャラクター
ごすけちゃん

どうなる!? 退職後の生活

家計はどうなる?

収入	公的年金が生活費の収入源である	68%
支出	年金で日常生活をまかなうのが難しい ゆとりはないが日常生活程度はまかなえる	38% 52%

※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(2023年)」より

2019年度の公的年金の所得代替率は右図のとおりです。(所得代替率:年金を受け取り始める時点【65歳】の年金額が、その時点の現役世代の手取り収入額【ボーナス込み】と比較してどのくらいの割合か、示すもの)

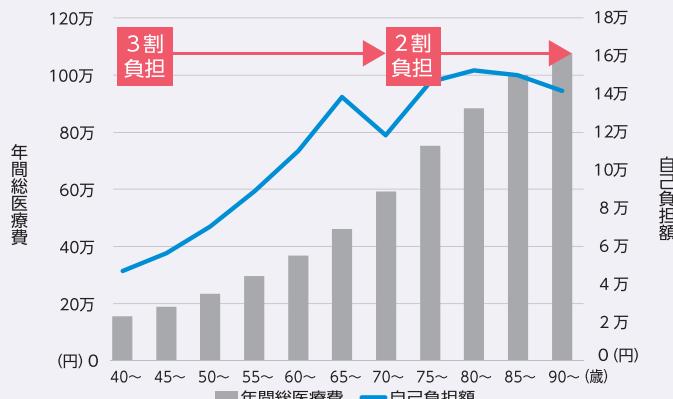
※厚生労働省HPより



収入は一般的には減少します。限られた収入の中で支出を減らすこととも重要です。

年齢別年間総医療費と自己負担額

(2021年度/年間1人あたり) ※現役並み所得者は70歳以降も3割



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」より作成

医療費の負担はどうなる?

年齢とともに増加する傾向。

負担割合が下がっても実質負担は変わらない金額で推移。

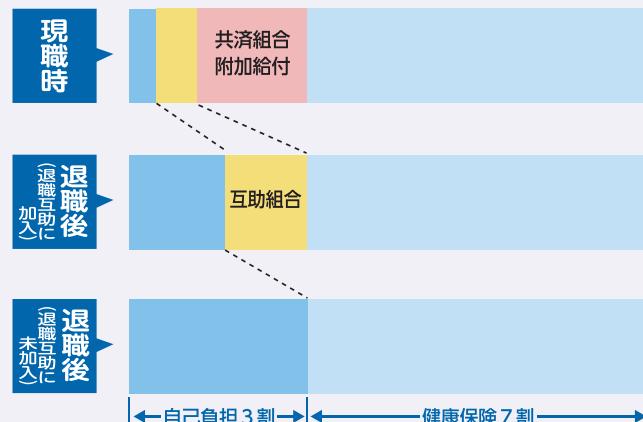
現職時の医療費負担 → 退職後の医療費負担

共済組合の附加給付と互助組合の療養費給付によって、自己負担は10,000円まで。(医療機関・診療区分ごと)

退職後の医療費負担

共済組合と互助組合の給付がなくなると、負担割合全額が自己負担。(【高額療養費制度】以外)

医療費負担のモデル図 (退職後は国保に加入、3割負担)



退職互助の療養補助金とは

入院はもちろん、外来通院・薬局での医療費・調剤費も給付対象（生涯保障）

療養補助金は、1か月毎にかかったすべての保険診療費の自己負担額を合算し、4,500円を控除し、残った額の50%が給付されます。（2025年9月受診分までは4,000円控除・50%給付）

保険診療費…保険証を使って受診した医療費

自己負担額…病院・薬局の窓口支払額

※国の医療制度等の改定による自己負担の変動に応じて、定期総会を経て、給付基準を含め事業内容を決定します。

POINT

- ①保険診療費であれば、すべて給付の対象
- ②支払額や日数の限度なし！疾病も不問
- ③日々の通院・薬局調剤費用に対しても給付（民間の医療保険にはない）
- ④外来通院する方が圧倒的に多い！（入院は少ない）
60歳以上の診療件数（約6億5,133万件）のうち、97%（6億3,317万件）は外来受診でした。
※厚生労働省「医療保険に関する基礎資料令和3年度医療費等の状況」より
- ⑤一度の掛金（加入拠出金）で年齢の上限なく給付が受けられる。医療費がかかる高齢期も変わらずサポート。

例：ある1か月の給付額を計算してみると…

A総合病院
4,000円

B歯科医院
4,000円

C薬局
3,000円

自己負担額合計
11,000円

基礎控除額
- 4,500円

給付額
3,200円

（注：給付額の100円未満は切り捨て）

療養補助金の給付を受けるには、現職時と違い「請求」が必要です。病院・薬局の領収書、または健康保険から届いた「医療費のお知らせ」を所定の請求用紙に添付して互助組合に提出（郵送）します。

※公立学校共済組合京都支部の健康保険証をお持ちの期間は、健康保険証番号を互助組合に登録することで、自動給付されます。

請求不要！現金不要！便利な特約病院・薬局制度

京都府内を中心に200か所以上ある、互助組合の契約病院・薬局を利用すれば、病院・薬局窓口での当日支払は不要！療養補助金を差し引いて残った負担額を後日、登録口座から引き落します。

制度の詳細、
特約病院・薬局



68歳 女性

退職を迎える年齢になって体調を崩すことが増えました。毎日お薬を飲む生活になりましたが、お薬代が高い！民間の保険会社の給付対象にはなりませんが、療養補助金の給付があって助かります。病気を未然に防ぐために、人間ドックにも行きますが5,000円の給付があるのでうれしいです。健康管理が大切です。

組合員の声



73歳 男性

現職時はフルマラソンを30回完走したり、山にも登ったり元気そのものでした。しかし60代後半には大きなケガをして入院。70代になってからは白内障の手術をするなど、医療費にお金がかかるようになり、退職互助の療養補助金に助けられました。現在は血液検査の数値で思わしくないものもあるので、体のメンテナンスを心掛けながら過ごしています。

医療費の補助以外の各種給付

●人間ドック補助金

人間ドック等を受診したとき、
1事業年度に5,000円を上限に実費を給付
(脳ドック、住民健診、特定部位の検診も対象)

●長寿祝金

喜寿5,000円、米寿10,000円、白寿20,000円を給付

●補聴器購入補助金

補聴器を購入したとき、
生涯に1回限り5,000円を限度とし実費を給付

●災害見舞金

住居が風、水、火災等により被害を受けたとき、
1件につき5,000円を給付

●要介護見舞金

介護保険法における要介護4、又は要介護5に認定されているとき、生涯に各1回限り5,000円を給付

各種給付は長寿祝金以外請求が必要です

いきいきとした生活を送るために

スポーツクラブでお得に体力づくり！

法人会員料金または割引料金で利用できます。
(2024年10月現在)

コナミスポーツクラブ (店舗・プランによって料金が違います)
月額／5,720円～11,000円 都度／1,320円～1,760円

フィットネスクラブ コ・ス・パ (店舗・プランによって料金が違います)
月額／6,490円～11,550円 都度／1,210円

カーブス ※入会金割引および無料体験、
JOY FIT ワールドプラスジム シップ桂
サン・スポーツ



割引・優待サービスも充実

飲食店、宿泊施設、パック旅行割引、
日帰り温泉等施設、レジャー施設、
ゴルフ場、ハウスメーカー、引越業者、
ハウスクリーニング、ホームセキュリティー、
カルチャーセンター、人間ドック、
カード会社、全教互会員証割引、
初回法律相談料無料 など

スポーツクラブ、
団体割引契約



互助組合と退職組合員を結ぶ

「互助組合報退教互版」・「互助組合ホームページ」

「互助組合報退教互版」を毎月、自宅にお届けします（8月は休刊）。事務局からのお知らせ、事業の案内、支部活動の報告などを掲載しています。

「互助組合ホームページ」では、給付事業の他、毎月の事業案内・最新の組合員専用お得情報が閲覧できます。組合員のみなさんからのご意見・ご質問もお受けしています。

互助組合
ホームページ



退職互助で「縁」を大切に

居住地を基礎とした支部組織

退職後は居住地を単位とした支部に所属します。現在、27の支部があり、様々な支部事業が取り組まれたり、支部のお便りや会誌が発行されています。趣味や健康づくりはもちろん、出会いや交流の場にもなっています。

支部一覧 27支部 (2024年度)

北	上京	中京	右京
西京	左京北	左京南	東
南	伏見	深草	醍醐
乙訓	宇治東	宇治西	城久
山城北	山城南	北桑田	亀岡
船井	綾部	福知山	舞鶴
宮与	京丹後	他府県	



組合員の声

口丹地域の支部 支部長

在職中には多くの皆さまにお世話になりました。ですから退職しても「縁」を大切にと思ってきました。支部ではサークルを作り、仲間と名所・旧跡を巡り歩いています。共に歩んできた仲間だからこそ、時には懐かしい話題に、時には趣味の話に花を咲かせ、歩いて見つけるふる里の風景に目や心を和ませています。退職互助は暖かい絆を深める場所でもあります。

退職互助の加入方法

加入資格

満45歳以上（退職日の翌日時点）で現職の互助組合を退会した組合員。健康に関する審査は一切ありません。

加入期間

加入は退職時または退職に引き続く暫定再任用（フルタイム）終了時で、6か月以内に手続きが必要です。期間を越えての加入・取り消し（返金）は認められません。

給付開始年齢を選択できます！

「保障はもう少し年を経てからでいいかな」とお考えの方は、給付開始年齢を下記の2つのパターン（選択①②）から選択でき、加入拠出金の額を下げることができます。（一度選択した場合、変更することはできません）

	加入時年齢	給付開始年齢	加入拠出金の金額
通常	—	加入時	右表の金額のとおり*
選択①	60歳未満	60歳	60歳の加入拠出金（80万円）でOK
選択②	65歳未満	65歳	65歳の加入拠出金（67万5千円）でOK

*50歳未満の加入者が給付を受けられるのは、50歳に達してからです。
*文化・体育事業や相談事業は加入時から利用できます。

配偶者も退職互助を利用するには

POINT

現職とは異なり、扶養制度はありませんので、配偶者の方が給付を受けるためには、別途登録が必要です。

- 配偶者（満45歳以上）であれば職種を問わず登録できます。
- 「配偶者給付追加金」を納入することで、生涯にわたって退職互助の給付や事業を利用することができます。
- 組合員本人と同様に給付開始年齢を選択できます。

現職互助退会・退職互助加入の手続き

●現職互助の退会手続き

互助組合に「資格喪失届（旧：退会金請求書）」を提出

●退職互助の加入手続き（現職互助退会後6か月以内）

①退職組合員加入届兼登録票を提出

※配偶者も加入される際は「退職組合員登録票（配偶者）」を提出

②預金口座振替依頼書（京都銀行）を提出

※本人・配偶者それぞれ必要

加入拠出金（掛金）

退職互助に加入するには、加入拠出金（加入時1回のみ）が必要ですが、現職中の積立金や、互助組合から給付される退会金を充当できるので、新たな費用の持ち出しが必要なないケースがほとんどです。

※貸付金等の未償還金がある場合は、退会金などで償還されるため、結果的に拠出金に充当できないことがあります。

2025年度 本人加入拠出金

年齢	金額	年齢	金額
50歳以下	1,000,000	58歳	840,000
51歳	980,000	59歳	820,000
52歳	960,000	60歳	800,000
53歳	940,000	61歳	775,000
54歳	920,000	62歳	750,000
55歳	900,000	63歳	725,000
56歳	880,000	64歳	700,000
57歳	860,000	65歳	675,000

一度の加入拠出金で生涯退職互助の給付や事業が利用できます。



2025年度 配偶者給付追加金

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
50歳以下	1,020,000	59歳	840,000	68歳	594,000
51歳	1,000,000	60歳	820,000	69歳	562,000
52歳	980,000	61歳	794,000	70歳	530,000
53歳	960,000	62歳	768,000	71歳	504,000
54歳	940,000	63歳	742,000	72歳	478,000
55歳	920,000	64歳	716,000	73歳	452,000
56歳	900,000	65歳	690,000	74歳	426,000
57歳	880,000	66歳	658,000	75歳以上	400,000
58歳	860,000	67歳	626,000		



加入手続き・用紙記入方法
説明動画



加入届提出後※、ご自宅に

①退職互助組合員証 ②退職互助ハンドブック
などをお送りします。

※3月末退職の場合、5月中旬以降の発送となります。